

平成30年9月市議会定例会 提出議案

議 案 種 別	件数 (件)
一 般 議 案	1

<p>N o 1</p>	<p>損害賠償の額の決定及び和解について (上下水道局水道部配水管理課)</p>
<p>平成30年8月3日に北九州市八幡西区楠橋南一丁目18番1号付近において発生した水道管の損傷に伴う漏水により、隣接する建物等を損傷した事故について、損害賠償の額を決定し、及び和解するもの</p> <p>1 相手方 北九州市八幡西区 男性</p> <p>2 損害賠償の額 516万875円</p> <p>3 和解事項</p> <p>(1) 北九州市は、相手方に対し、本件事故の損害賠償金として金516万875円を支払うものとする。</p> <p>(2) 北九州市は、本和解成立の日から1箇月以内に、相手方の指定する金融機関の口座に損害賠償金を振り込んで支払う。</p> <p>(3) 北九州市及び相手方は、本件事故に関し、北九州市と相手方との間には、本和解条項に定めるもののほか、何らの債権債務のないことを相互に確認するとともに、それぞれ相手に対して、裁判上又は裁判外において、何らの請求及び異議申立てをしない。</p> <p>(4) 本和解の契約書の作成に関する費用は、北九州市の負担とする。</p>	